

2021年6月14日

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、

「コロナ禍のNHK交響楽団2020年度の収支予算書等について」として、「コロナ禍の影響により収支予算書・事業計画書の大幅な見直しは避けられないが、①3月16日作成の予算書・計画書が、通常なら3月末に公表されるはずなのに半年遅れの9月末に公表された理由。②予算や事業計画の組み換えが必要になるが、その予定の有無。③予定がないならその理由。④契約済み海外の指揮者やソリストが来日できなくなった事による、出演料や旅費・交通費などの支払い義務の有無。⑤すべての定演が中止になった結果、年間の放送回数が大きく減る。放送の対価としての助成金の扱いに変更はないのか。ないならばその理由が知りたい。この非常時にそのような文書が存在しないのなら、確認の上情報の提供をしてほしい」という文書開示の求めがあった。

この求めに対してNHKは、求めの文書は作成または取得しておらず、存在しないため、開示することができないとした。また、「文書不開示のご連絡」の中で、「お尋ねのような内容を記載している文書をNHKは保有しておりませんので、情報開示（NHK役職員が業務上共用するものとして保有する文書の開示）のしくみで回答することはできません」と付記した。

そのうえで、次のとおり情報提供した。

《①～③に関して》NHK交響楽団の2020年度の実業計画書、収支予算書については、NHKホームページで4月に掲載した。また、修正実業計画書、修正収支予算書については、10月に掲載した。

《⑤に関して》NHKはNHK交響楽団に助成金を拠出しているが、拠出の根拠は放送法第20条2項6号にある。現在の条文は、旧法第9条2項1号の考え方である放送番組編集上必要な劇団、音楽団を維持し、養成し、又は助成することを引き継いでいる。助成金を拠出するにあたり、演奏役務自体や放送回数を目的とはしておらず、放送番組編集上必要な音楽団の維持と助成を目的としている。このように、助成金は放送の対価ではないことから、放送での演奏や放送の回数は助成金の増減にはつながらない。

これに対して視聴者より、再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は作成または取得しておらず、存在しないため、開示することができない。

なお、求めの①～④の内容は、NHK交響楽団の自主性に委ねられているものであることから、求めの文書をNHKは保有しておらず、また、求めについてすでに情報提供をしており、その余についてNHKからNHK交響楽団に対して報告等は求めていない。

3 審議委員会の判断

当審議委員会で関係部局から説明を聴取したところ、開示の求めに係る文書は作成または取得しておらず、存在しないとのことであり、その主張に、特段不自然、不合理な点は認められなかった。

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

2021年 5月31日（第303回審議委員会）

第843号 諮問、審議

6月14日（第304回審議委員会）

審議、答申